

民間住宅家賃等の代理納付に関する事務取扱要領

18川健保第984号
平成19年3月9日
健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2及び生活保護法施行令第3条に基づき、民間住宅の賃料及び共益費（以下「家賃等」という。）の代理納付を行う場合の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、それぞれの次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者（世帯） 生活保護法による保護を現に受けている者（世帯）をいう。
- (2) 住宅扶助費 生活保護法による住宅扶助費をいう。
- (3) 家主 住居の提供又は居室の利用について被保護者と賃貸借契約又は居室の利用に係る契約を締結している者をいう。
- (4) 管理業者 被保護者の居住する住宅について、管理委託契約あるいは委任状により家賃等の集金業務について、家主から委託されている者をいう。
- (5) 共益費 生活保護法第31条第3項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であって、住宅を賃借して居住する又は居室を利用することに伴い通常必要とされる費用のうち、被保護者が賃借又は居室を利用して居住する住宅に係る共益費をいう。

(対象者)

第3条 福祉事務所長による家賃等の代理納付制度適用の対象者は、住宅扶助費を受給している被保護世帯とする。ただし、次のいずれかの場合に該当する者は除く。

- (1) 被保護者口座からの振替により住宅扶助の目的が達せられる場合。
- (2) 家主又は管理業者（以下「家主等」という。）が代理納付を希望しない場合。
- (3) 被保護者の住宅扶助費又は生活保護法による生活扶助費のうち共益費に相当する額の全部又は一部が支給されない場合。
- (4) 被保護者が居住を継続することが自立した生活の妨げになる等、住宅扶助費及び共益費を家主等に支払うことが適切でないと福祉事務所長が判断した場合。

(依頼による納付)

第4条 福祉事務所長は、家主等の依頼に基づき住宅扶助費及び共益費を当該被保護者に代わって、家主等の指定する金融機関口座へ納付する。なお、本制度の適用前の滞納家賃等分、敷金・礼金及び住宅維持費等については、代理納付の対象としない。

(代理納付事務の開始)

第5条 代理納付を希望する家主等は、福祉事務所長へ住宅扶助費及び共益費代理納付依頼書（様式1号）を提出するものとする。

- 2 前項の依頼を受領した福祉事務所長は、第3条ただし書きに該当する場合又は家主等やその他関係事業者が不適切なサービス提供を行っているおそれがある場合を除き、原則として代理納付を適用する。なお、無料低額宿泊所に入居している被保護者についてはこの限りではないが、福祉事務所長が個別に検討した上で、代理納付を適用することもできるものと

する。

- 3 福祉事務所長は代理納付を適用すると判断した場合は、開始の決定をし、被保護者及び家主等に通知（保護決定通知、代理納付決定通知）を行う。
- 4 代理納付開始の通知は、開始前月末までに行うこととする。
- 5 福祉事務所長は当該被保護者の住宅扶助費及び共益費を、毎月定例の生活保護費支給日に、家主等の指定する金融機関口座へ振込みを行う。この場合の住宅扶助費及び共益費は、生活保護費の対象月に対応する家賃等に充てられるものとする。

（代理納付事務の中止等）

- 第6条 福祉事務所長は、第3条ただし書きに該当した場合、各扶助費に係る代理納付を中止する。この場合、速やかに被保護者及び家主等にそれぞれ通知（保護決定通知、代理納付決定通知）する。
- 2 保護に変更が生じた場合（転出、死亡、廃止等）は、代理納付事務を中止することとし、福祉事務所長は速やかに被保護者及び家主等にそれぞれ通知（保護決定通知、代理納付決定通知）する。
 - 3 家主等に変更が生じた場合は、家主等は速やかに福祉事務所長へ届出（様式2号）するものとし、福祉事務所長は届出に基づき代理納付事務の変更等の決定をし、家主等に通知（代理納付決定通知）する。
 - 4 既に住宅扶助費の代理納付の適用を受けている被保護者について、新たに生活保護法による生活扶助のうち共益費に相当する額の代理納付を開始する場合又は生活保護法による生活扶助のうち共益費に相当する額の代理納付の適用を受けている被保護者について、新たに住宅扶助費の代理納付を開始する場合、家主等は速やかに福祉事務所長へ届出（様式2号）するものとし、福祉事務所長は届出に基づき代理納付事務の変更等の決定をし、家主等に通知（代理納付決定通知）する。

（返還金の取扱）

- 第7条 保護の変更等により、既に代理納付した住宅扶助費及び共益費に返還が生じた場合、福祉事務所長は速やかに戻入の決定を行い、決定通知書及び戻入納付書により家主等へ通知する。
- 2 家主等に変更が生じ、既に代理納付した住宅扶助費及び共益費に返還が生じた場合、福祉事務所長は速やかに戻入の決定を行い、決定通知書及び戻入納付書により家主等へ通知する。
 - 3 家主等は福祉事務所長より決定通知書及び戻入納付書による通知があった場合には、速やかに受領済の住宅扶助費及び共益費を返還する。

参考 「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」

（平成18年3月31日 社援保発第0331006号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１２月１日から施行する。